

# 合 併 公 告

平成31年 2月27日

債権者各位

東京都中央区日本橋小伝馬町 6 番13号  
新田ゼラチンフーズ株式会社  
代表取締役社長 中尾 和也

当社は、平成31年 4月 1 日を効力発生日として、新田ゼラチン株式会社（本店所在地 大阪府大阪市浪速区桜川四丁目 4 番 2 6 号）を吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。つきましては、新田ゼラチン株式会社が当社の権利義務全部を承継して存続し、当社は解散することにいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

なお、当社は会社法第784条第 1 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

## 記

1. この合併に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 ヶ月以内に、お申し出ください。
2. 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(当社)

掲 載 紙 官報

掲載の日付 平成30年 6 月18日

掲 載 頁 76頁（号外第130号）

(新田ゼラチン株式会社)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

以 上